

平成28年3月

平成28年第1回千葉市議会定例会議案

議案第64号

## 平成28年第1回千葉市議会定例会議案件名

議案 番号	議 案 件 名	頁
64	訴えの提起について	1

## 議案第64号

### 訴えの提起について

市は、次のとおり訴えを提起するものとする。

平成28年3月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 事件名 電力売却契約に基づく代金等請求事件

2 裁判所 千葉地方裁判所

3 当事者 原告

千葉市

被告

東京都中央区佃一丁目11番8号

日本ロジテック協同組合

代表理事 軍司昭一郎

#### 4 請求の趣旨

次の判決及び仮執行の宣言を求める。

(1) 被告は、原告に対し、金102,587,830円並びに各月支払期限の翌日から1月を経過する日まで年2.8%の割合による金員及び同日の翌日から各支払済みまで年9.1%の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

#### 5 事件の概要

(1) 原告は、平成27年4月1日、被告との間で、次の約定にて、電力売却契約（以下「本件契約」という。）を締結し、同月以降、電力を売却した。

ア 契約期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

イ 契約単価（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

(ア) 夏季平日昼間 18.81円/kwh

(イ) その他季平日昼間 17.51円/kwh

(ウ) その他 12.01円/kwh

#### ウ 料金の支払方法

被告は、原告に電力料金を毎月支払うものとし、算定された当該月分の電力料金を翌々月10日（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日。以下「支払期限」という。）までに支払う。

#### エ 延滞金の支払

支払期限に遅延した場合、被告は、当該電力料金に支払期限の翌日から1月を経過する日までは年2.8%、同日の翌日から納付の日までは年9.1%の割合による金員を加算して支払う。

- (2) 原告は、被告に対し、平成27年4月から平成28年2月1日まで電力を売却したが、被告は、平成27年11月分から平成28年1月分までの電力料金の支払を怠っている。
- (3) 原告は、たびたび被告と納付交渉をしてきたが、被告は納付に応じなかった。
- (4) 被告は、原告に対し、今後の納付の見込みはない旨の書面を平成28年2月26日付けで提出し、原告は、平成28年3月4日に本件契約を解除した。
- (5) 被告は、その後も原告に電力料金を支払わないことから、原告は、被告に対し、請求の趣旨のとおり請求するものである。

#### 6 平成28年2月1日分電力料金の請求について

平成28年2月1日分電力料金173,182円については、平成28年4月11日が支払期限となるが、被告が支払わない場合は、これを請求に加える。

~~~~~

#### 議 案 説 明

訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めるものであります。